

一級建築士免許申請＜新規＞

提出書類チェック表

- ・書類不備、記入もれは、ありませんか？
- ・免許申請の前にもう一度ご確認ください。
- ・日本建築士会連合会ホームページとも照合
ご確認ください。

申請者氏名

チェック	必要な書類 他	確認事項
<input type="checkbox"/>	一級建築士免許申請書 (A4判3葉)	<ul style="list-style-type: none"> ・証明写真の貼付 ・申請手数料を払い込んだ後の払込受付書の原本貼付（注：窓口申請の場合、申請手数料の現金持参も可） ・署名 ・記入もれがないか（チェック項目の☑）
<input type="checkbox"/>	実務経歴書・実務経歴証明書 (A4判)	<ul style="list-style-type: none"> ・署名 ・記入もれがないか（実務経験コード 他） ・証明者は適切か（代表取締役、建築士 他）
<input type="checkbox"/>	学歴証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度以前の入学者は「卒業証明書」を提出願います。 ・平成21年度以降の入学者は「指定科目習得単位証明書・卒業証明書」を提出願います。 ・令和2年以降初受験の場合は不要です。
<input type="checkbox"/>	一級建築士住所等の届出 (A4判)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録番号、登録年月日は空欄 ・記入もれがないか
<input type="checkbox"/>	(下段には証明写真を貼付)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録番号、登録年月日は空欄 ・証明写真の貼付 ・特別な字体がある場合、所定欄に楷書で書かれているか ・記入もれがないか
<input type="checkbox"/>	住民票の写し(原本) (本籍の記載のあるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から6ヶ月以内のもの ・マイナンバーの記載は不要（記載されている場合は、受付できません。）
<input type="checkbox"/>	証明写真 (同じ写真を2枚用意) <申請書と住所等の届出に貼付>	<ul style="list-style-type: none"> ・無帽・無背景・正面3分身 ・縦45mm×横35mm（パスポートサイズ） ・6ヶ月以内に撮影 ・裏面に撮影年月日、申請都道府県、氏名を記入してあるか
<input type="checkbox"/>	合格通知書 (原本提示、「写し」提出)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計製図試験の合格通知書（原本を提示、「写し」を提出） ※郵送申請の場合は、「写し」を添付したか
<input type="checkbox"/>	身分証明書 (原本提示、「写し」提出)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人が確認できるもの（運転免許証、旅券、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード【通知カードは不可】） ※郵送申請の場合は、「写し」を添付したか
<input type="checkbox"/>	旧姓併記の確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ・旧姓併記を希望する方のみ旧姓が記載されている下記のいずれかをお持ちください。 ・住民票の写し(原本)（上記住民票と同一でも可能） ・マイナンバーカードのコピー（マイナンバーが見えないようにカードカバーをした状態でコピーしてください。） ・戸籍謄本(抄本) ※住民票の写し、マイナンバーカードは旧姓併記の手続きを経て旧氏欄に旧姓が入っているものに限りです。詳細は総務省 HP 参照。URL： https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/kyuuji.html
<input type="checkbox"/>	管理建築士講習修了証の 原本とコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・二級・木造建築士の資格で受講した管理建築士講習の修了履歴を、一級建築士名簿及び一級建築士免許証明証裏面への記載を希望する方のみ必要です。 ・原本は提示のみ（窓口への提示が必要）
<input type="checkbox"/>	印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正箇所には訂正印が必要。
<input type="checkbox"/>	申請手数料	<ul style="list-style-type: none"> 振込受付証明書（原本）を申請書に貼付。 登録免許税納付書の領収書（原本）を申請書に貼付

- 注意**
- ① 提出または添付した書類は（住民票の写し(原本)、申請手数料払込受付証明書など）の返還は、原則としていたしません。
 - ② 申請手数料払込受付証明書は必ずコピーをとり、手元に保管してください。